

第3回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」概要

1 日時

平成21年11月26日（木）9：30～11：40

2 場所

高知共済会館4階

3 議事の概要

(1) 第2回検討委員会の論点整理の確認

資料1に基づいて事務局が説明

- ・ 発言なし

(2) 歴史的公文書の保存管理の検討

資料2に基づいて事務局が説明

【委員長】

- ・ 報告書には、国と他県の状況も盛り込むのか。

【事務局】

- ・ 報告書では国・他県の状況を概括的に記載する予定である。

【委員】

- ・ 書庫内で歴史的公文書と現用文書の保存場所を分けするのか。

【事務局】

- ・ 分ける予定である。

【委員】

- ・ 他県の事例では、公民館を改装して公文書館機能を持たせている市もあるようだ。現書庫の環境・スペースには限界があるので、公文書館設置までの暫定的な取り扱いを考えてはどうか。

【事務局】

- ・ 歴史的公文書の保存に必要なスペースや公文書館設置の議論を見ながら、暫定的な保存のあり方も考えていきたい。公文書館設置までの取り扱いを報告書にどのように盛り込むのかを、事務局で検討させていただく。

【委員長】

- ・ 書庫に余裕はあるのか。

【事務局】

- ・ 若干あいたスペースがある。現在は、保存年限を過ぎた文書を廃棄してできたスペースに保存してやりくりできている。今後、歴史的公文書の選別をした時には、何年でスペースが足りなくなるかなどを精査したい。

【委員】

- ・ 専門知識を持った職員の配置に向けて、報告書には段階的な養成の必要性を明記してはどうか。

【事務局】

- ・他県の状況を参考に、職員の専門性を高める方法を研究したうえで具体的に対応していきたい。ご意見を踏まえて報告書案を作成する。

【委員】

- ・歴史的公文書のデータベース構築時から、専門職員を配置した方がよいのではないか。
- ・データベース化には、県の文書情報システムを使用するのか。

【事務局】

- ・専門家の意見を聞くなど、専門性を高める方法を検討したい。
- ・平成13年以前に作成された文書はエクセル形式でデータ化を進めており、平成13年以降の文書は文書情報システムにデータが存在する。これらのデータを活用した歴史的公文書のデータ化を検討する。

【委員】

- ・公文書館建設は将来的な課題としながらも、まずは公文書館設置を想定して管理体制とデータベース化等の機能を充実させるべきではないか。

【委員】

- ・国立公文書館などが実施する研修には、どのようなものがあるのか。

【事務局】

- ・国立公文書館では公文書館や文書管理課の職員を対象に研修を実施し、1か月程度の長期研修も行っている。公文書館の設置県では、司書資格を取得できる研修に参加しているところもあるようだ。

【委員長】

- ・「適切な環境のもとで歴史的公文書を保存していくためには、他県のように公文書館を設置することが望ましいと考える」とあるが、報告書には近々書庫がいっぱいになることなどを盛り込むと説得力が増すのではないか。

【事務局】

- ・もっと分かりやすい表現を検討する。

【委員】

- ・公文書館の設置が望ましい理由は適切な環境での保存のみではないため、各論でなく全体に関わる前文などで公文書館設置の必要性に触れてはどうか。

【委員長】

- ・事務局は、各委員の意見を踏まえた報告書案を作成すること。

(3) 歴史的公文書の活用の検討

資料3に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・閲覧以外に活用方法はないのか。
- ・資料3には閲覧の制限に関する記述が目立つが、報告書では県民の財産であるため原則公開であることを明確に表現してはどうか。
- ・歴史的公文書の閲覧にあたっては、情報公開条例を適用するのか。

【事務局】

- ・情報公開条例では公開を原則とし、個人情報等に関するものを一部非公開としている。歴史的公文書でもこの主旨を踏まえた取り扱いとしたい。

- ・歴史的公文書の閲覧にあたっては、他県の規定を参考にしながら、新たな規定を定める予定である。

【委員】

- ・情報公開制度ができる前に設置された公文書館には、30年経過した文書を公開することとしているところがあるが、情報公開制度により矛盾が生じている。
- ・これから歴史的公文書の閲覧を始める高知県では、情報公開制度に準じて取り扱う方がよい。
- ・情報公開制度のもとで公開していたものは、歴史的公文書になっても引き続き公開するようにしてほしい。
- ・報告書には、まずは歴史的公文書を公開することを明記したうえで、例外もあるとするべきではないか。
- ・歴史的公文書の閲覧規定は、他県と横並びにするのではなく、なぜ歴史的公文書を活用するのかという原点を考えて検討してはどうか。

【事務局】

- ・報告書案は、歴史的公文書を原則公開とすることが分かりやすい内容とする。

【委員長】

- ・事務局は、表現を検討すること。

【委員】

- ・歴史的公文書の公開・非公開を判断するのは、専門的なスキルのある人でないと難しい面がある。

【委員】

- ・将来的には、利用目的によって閲覧できる範囲を検討してはどうか。
- ・行政は歴史的公文書を自由に閲覧できるのか。

【事務局】

- ・行政は閲覧できる。

【委員】

- ・外国ではある年数が経過すると公開の可否を見直しているところがあるが、そのような工夫があってもいいのではないか。

【事務局】

- ・利用を検討する際には、個人情報などの取り扱いをどうするか難しい問題があるので、他県も参考に研究したい。

【委員】

- ・歴史的公文書の閲覧にあたっては、個人情報などを守ることと学術研究を進めることの重さを比較考慮しなければならないので、専門知識を持った職員が必要となる。
- ・閲覧制限については、国際的な議論の観点や方向性などを参考にしてはどうか。
- ・他県での歴史的公文書の活用事例を収集してはどうか。
- ・県庁内で歴史的公文書の活用が効率的にできると、施策等に還元される。
- ・行政の効率化のため、職員に対して歴史的公文書の利用の仕方を積極的に示すことが重要ではないか。
- ・報告書の内容について、職員の十分な理解が必要ではないか。
- ・広報・啓発について、「本県では、これまで歴史的公文書の選別・保存に取り組んでこなかったこともあり、本県の歴史を知るうえで貴重な資料であるという認識が県民の間に浸透しているとは言い難い」とあるが、今の県民の暮らしに役立つという文言を入れてはどうか。

【事務局】

- ・本日いただいた意見を盛り込んだ報告書案を作成する。

4 閉会